

特定非営利活動法人 ハートフル定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ハートフルという。英文名を Heartful といい略称をハートフルとする。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は事務所を 〒133-0061 東京都江戸川区篠崎町二丁目26番10号 に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、共同生活の拠点を開設し、広く一般市民、特にその中でも措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援に繋がらなかった者及び児童養護施設等の児童生徒及び出身者等（以下、社会的養護経験者等という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所とする。そのため、必要な情報の提供、相談及び助言並びに、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合等において、状況が安定するまで一時的（一時的避難者含む）に滞在させ、居住支援・生活支援を行うことにより、将来の自立に結びつけることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の特定非営利活動を行う。

- 1) 社会教育の推進を図る活動
- 2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 3) 子どもの健全育成を図る活動
- 4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- 1) 社会的養護経験者等に対する自立を目的とした拠点事業
 - 2) 社会的養護経験者等に対する相談、情報提供並びに相互交流事業
 - 3) 社会的養護経験者等に対する生活支援事業
 - 4) 社会的養護経験者等に対する就労支援、職業紹介事業
 - 5) 社会的養護経験者等に対する奨学金支援事業
 - 6) 社会的養護経験者等に対する住宅支援事業
 - 7) 児童養護施設等の職員及び関係者に対する研修及び業務支援事業
 - 8) 社会的養護経験者等の一時的避難及び短期間含めた生活場所の提供事業
 - 9) 社会的養護経験者等を支援するボランティアの確保、育成事業
 - 10) 専門機関及び他団体との交流及び協力関係の促進事業
 - 11) 一般市民に対する児童養護、社会事業等に関する普及啓蒙事業
 - 12) 児童養護に関する調査、研究事業
 - 13) 企業及び団体等の社会貢献活動等に対するコンサルティング及び企画運営支援事業
 - 14) 社会的養護経験者等に対する物品仲介、物品寄付事業
 - 15) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
- 1) 寄付された物品の販売事業
 - 2) ホームページの広告掲載事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員を持って特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の趣旨に賛同し、事業推進に意欲的に協力する個人及び団体
- (2) 賛助会員 当法人の趣旨に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- (1) 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- (2) 理事長は前項の申込みがあったときは正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- (3) 理事長は第2項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出することにより任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金、会費の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費は返還しない。

第3章 役 員

(役員の種別・定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人以上10名以内
 - (2) 監 事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選 任)

第14条 理事、監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は理事の互選とする。
- 3 役員の内には、それぞれの役員の配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれまたは、当該役員並びに三親等以内の親族の総数が3分の1を越えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この役員になることはできない。
- 5 監事は、理事会において、理事以外の会員から推薦し、総会の承認を得るものとする。
なお、監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第15条 理事長は、当法人を代表し、会務を総括する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会則の議決に基づいて業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の財産の状況を監査する。
 - (2) この法人の業務執行の状況を監査する。
 - (3) 前2号の規定により監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合には、これを総会、又は所轄庁に報告する。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集する。
 - (5) 理事の業務執行の状況、又はこの法人の財産状況について理事会において意見を述べる。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。但し、役員の再任を妨げない。

- 2 役員補充、又は増員により就任した役員は、それぞれの前任者、又は現任者の任期残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は、任期完了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事、又は監事の内、各定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の障害のため職務の遂行に耐えられないと認められたとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。
- 3 役員の費用の支弁に関して必要な事項は、総会において別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、この会則に規定する事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) この法人定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益を持って償還する短期借入金を除く、第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第4号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、総会に出席した正会員の中から選出する。議長選出前の議事は理事長がこれに当たる。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会の議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 3 理事、又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理として表決を委任できる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者又は、表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 審議結果概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名、又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員数

(4) 議事録の作成に係わる職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事を持って構成する。

(理事会の機能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項の他、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の中で執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日になくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任できる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者又は、表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 審議事項の結果概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品等
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(管 理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う決算は、事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び更生)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は更正することができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、且つ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人が定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事故を除く）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功不能
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由により当法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併、又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡する。

(合 併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経、且つ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、当法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載する。但し、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、当法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局)

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 顧問

(顧 問)

第57条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

第11章 雑 則

(細 則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は別表の通りとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立日から令和8年5月31日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立日から令和7年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- | | | |
|---------|-------------|----------------|
| (1) 入会金 | 正会員（個人・団体） | 1,000円 |
| | 賛助会員（個人・団体） | 0円 |
| (2) 年会費 | 正会員（個人） | 10,000円 |
| | 正会員（団体） | 30,000円 |
| | 賛助会員（個人） | 一口10,000円、何口でも |
| | 賛助会員（団体） | 一口50,000円、何口でも |

別表 設立当初役員

役職名	氏 名
理事長	早川ひとみ
副理事長	早川裕美
理 事	小泉 功
理 事	本部悠正
理 事	清水秀樹
理 事	峰村 篤
理 事	加瀬守康
理 事	池田幸司
理 事	溝端聖子
監 事	畔柳文泰

令和6年6月12日

この定款の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

住所 東京都江戸川区篠崎町二丁目26番10号

理事長 早川 ひとみ